

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律の 実施状況 (鯨類科学調査と捕獲可能量)

鯨類科学調査計画の策定（第6条）

- 農林水産省は、研究機関等と協力し、令和3（2021）年3月に鯨類科学調査計画を策定。

鯨類科学調査計画（令和3（2021）年3月）

● 鯨類科学調査の目的

1. 捕獲可能量の算出等鯨類の適切な資源管理方を策定するために必要な科学的情報（鯨類の個体数、系群構造、回遊生態、年齢組成、繁殖生態等）の収集
2. 鯨類と海洋生態系との関わりを解明するために必要となる科学的情報（鯨類の食性、餌料生物を始めとする生態学上関連する種、生息環境、気候変動による鯨類の分布変化等）の収集
3. 鯨類及び関連する生態系全般の持続的な利用に資すると認められるその他の科学的情報の収集

● 鯨類科学調査の実施海域

1. 北太平洋（日本海、東シナ海、オホーツク海、ベーリング海等の隣接海域を含む）の海域
2. 南極海（南緯60度以南の水域及び南半球中低緯度海域（南緯60度以北の南半球の水域）
3. その他国際的な海洋生物資源の管理に貢献するために実施される鯨類科学調査が行われる海域

● 鯨類科学調査の方法

以下の方法を適切に組み合わせて実施。

- | | | |
|---|-------------------------------|--------|
| ア 船舶又は航空機（無人航空機を含む）による目視調査 | イ 生検試料採取（バイオプシーサンプリング） | |
| ウ 標識装着 | エ 写真撮影 | オ 音響調査 |
| カ 母船式捕鯨業、基地式捕鯨業及び漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けて行われる小型鯨類を対象とした漁業によって捕獲された個体、捕鯨業以外の漁業によって偶発的に捕獲された個体又は座礁若しくは漂着した個体からの標本収集 | | |
| キ 海洋観測調査 | ク その他上記の規定に掲げる目的を達成するために必要な調査 | |

鯨類科学調査計画(令和3(2021)年3月)(続き)

● その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

- (1) 鯨類科学調査の実施主体は、上記の規定に掲げる目的のため、必要に応じて、次の各号に掲げる情報を利用し、鯨類科学調査を実施する。
 - ア 捕鯨業の操業に関連する情報
 - イ 捕鯨業以外の漁業による偶発的な鯨類の捕獲に関連する情報
 - ウ 座礁又は漂着した鯨類に関連する情報
 - エ 鯨類の餌生物資源及び海洋環境に関する情報
- (2) 鯨類科学調査の実施主体は、最新の調査技術に関する情報を収集し、それらを適切に鯨類科学調査に利用する。
- (3) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、鯨類科学調査で得られたデータ(この鯨類科学調査計画の策定前に得られたものも含む。)について、データベース等の構築を通じて、これを適切に管理する。
- (4) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、国際的な海洋生物資源の管理に貢献するため、鯨類科学調査により得られた知見(捕鯨業の操業を通じて得られる知見を含む。)又はその分析結果について、ウェブサイトへの掲載、関係国際機関への報告、関係国との共有、学術雑誌への投稿等を通じて公表する。
- (5) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、関係者と協議の上、鯨類科学調査の意義及び重要性に関する国内外の理解を増進するために必要な情報収集、情報発信及び啓発活動を行う。
- (6) 水産庁又は鯨類科学調査の実施主体は、本計画の実施に当たって、鯨類科学調査に従事する者及び調査船舶の航行等の安全を確保する。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律(令和元(2019)年12月改正)(抄)

(鯨類科学調査計画)

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、特に重要と認められる鯨類科学調査の実施に関する計画(以下「鯨類科学調査計画」という。)を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、前項の鯨類科学調査について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該鯨類科学調査の目的
- 二 当該鯨類科学調査の実施海域
- 三 当該鯨類科学調査の方法
- 四 その他当該鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

指定鯨類科学調査法人の指定等（第7・8条）、（国研）水産研究・教育機構による調査（第9条）、実施体制の整備（第10条）

- 農林水産省は、一般財団法人 日本鯨類研究所（以下「日鯨研」という。）を指定鯨類科学調査法人に指定。
 - ※ 「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」（平成29年法律第76号）第7条第1項に基づき、平成30（2018）年11月に指定。法改正（令和元（2019）年12月）後は、同法律附則第2項に基づき、第7条第1項の指定を受けたものとみなされる。
 - ※ 「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」は「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」の制定当時の法律名
- （国研）水産研究・教育機構と日鯨研は、分担・協力して鯨類科学調査を実施。
- 政府は、鯨類科学調査を財政的に支援。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元（2019）年12月改正）（抄）

（指定鯨類科学調査法人）

第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査の実施（第十一条の捕獲可能量の算出についての協力を含む。次条及び第九条において同じ。）をすることを業務とする。

（補助）

第八条 政府は、指定鯨類科学調査法人に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとする。

（国立研究開発法人水産研究・教育機構による鯨類科学調査の実施）

第九条 農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査の実施に関する業務（指定鯨類科学調査法人が行うものを除く。）を行わせることができる。

（鯨類科学調査の実施体制の整備）

第十条 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施に当たっての捕鯨業者の協力の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

第五 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

- 一 鯨類科学調査は、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う。
- 二 鯨類科学調査は、調査対象鯨種、調査水域、海洋環境、調査目的等の要素を勘案し、目視調査、バイオプシーサンプリング、標識調査等を適切に組み合わせて実施する。
- 三 政府は、所要の財政措置を通じ、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な資金に係る支援を行う。
- 四 政府は、鯨類科学調査に当たっては、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構と緊密に連絡を取るとともに、鯨類科学調査が適切に実施されるよう、案件の性質を個別に踏まえつつ、その他鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関又は専門家と相談の上、助言を行う。
- 五 政府は、鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施のため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他の鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずる。

捕獲可能量の算出と捕獲枠の設定（第11条）

- 鯨類科学調査の調査結果等に基づき、日鯨研と（国研）水産研究・教育機構は捕獲可能量を算出。
- 独立外国人科学者が、当該捕獲可能量の計算方法、計算結果及び使用したデータをレビュー。
- 水産庁は、独立外国人科学者によるレビュー結果等を踏まえ、捕獲可能量を確定（捕獲可能量は6年毎に更新）。
- 水産庁は、捕獲可能量の範囲内で漁獲可能量（TAC）を毎年設定。
- ニタリクジラ、イワシクジラは、令和7（2025）年に新たなTACを設定する予定。ミンククジラは令和10（2028）年に新たなTACを設定する予定。

令和5（2023）年の大型鯨類の捕獲可能量及びTAC※

鯨種	推定資源量	捕獲可能量	TAC	（参考）令和4年のTAC	（参考）令和4年の捕獲実績
ミンククジラ （北西太平洋） 	20,961頭	167頭	136頭	133頭	58頭 （基地式）
ニタリクジラ （北太平洋） 	34,473頭	187頭	187頭	187頭	187頭 （母船式）
イワシクジラ （北太平洋） 	34,718頭	25頭	24頭	25頭	25頭 （母船式）

※ TAC: 捕獲可能量から定置網による混獲数を差し引いて算出。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元（2019）年12月改正）（抄）

（捕獲可能量の算出等）

第十一条 政府は、鯨類の持続的な利用が確保されるように捕鯨業が実施されるようにするため、捕獲可能量の算出、当該捕獲可能量の範囲内で捕鯨業者が一年間に捕獲することができる頭数の設定、これを超える捕獲が行われないことを確保するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（令和2(2020)年10月閣議決定）（抄）

第六 捕獲可能量の算出等に関する基本的事項

- 一 捕獲可能量の算出は、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う。
- 二 捕獲可能量の算出は、鯨類の持続的な利用が確保されるよう、鯨類科学調査により収集した科学的知見その他の利用可能な最良の科学的根拠に基づき行う。
- 三 指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構は、捕獲可能量の算出に関し、案件の性質を個別に踏まえつつ、適当な国際機関及び鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関又は専門家と協力する。
- 四 政府は、鯨類の持続的な利用が確保されるよう、捕獲可能量算出に関し、鯨類科学調査により収集した科学的知見その他の利用可能な最良の科学的根拠等について、指定鯨類科学調査法人及び国立研究開発法人水産研究・教育機構と緊密に情報共有を行う。
- 五 政府は、科学的根拠に基づき算出された捕獲可能量の範囲内で、捕鯨業者が一年間に捕獲することができる捕獲枠を設定する。
- 六 政府は、必要に応じ、関係する地方公共団体等と協力し、捕鯨業者による捕獲枠を超過した捕獲が行われないよう必要な措置を講ずる。

内閣官房長官談話（平成30(2018)年12月26日）（抄）

七 脱退の効力が発生する来年七月から我が国が行う商業捕鯨は、我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海・南半球では捕獲を行いません。また、国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。

（参考）漁業法（昭和24(1949)年12月15日）（抄）

（農林水産大臣による漁獲可能量等の設定）

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
- 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
- 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）